

番号制度導入に伴う 税務システムの改修に係る論点

番号利用の論点

【都道府県・市町村共通】

- 「マイナンバー」「法人番号」の取得、管理については、各地方団体の税基幹システム(データベース)の改修が必要となるが、ガイドラインでは、税宛名システムの改修を中心に扱うこととしてよいか。(既存の識別番号を紐付けて管理すれば、各税目ごとのデータについても「番号」による管理が可能)

- 帳票への「マイナンバー」「法人番号」の追加について
 - 各種書類への「マイナンバー」「法人番号」の記載
 - ・納税通知書は、個人情報保護の観点から、原則「マイナンバー」を記載しない
 - ・同様に、プレ申告書の送付を行う場合、「マイナンバー」「法人番号」を記載しないこととしてはどうか
 - ・納付書は現行通り納付書の番号を記載することとしてはどうか
 - 各種証明書、課税台帳等への番号の記載
 - ・個人情報保護の観点から、原則「マイナンバー」を記載しない

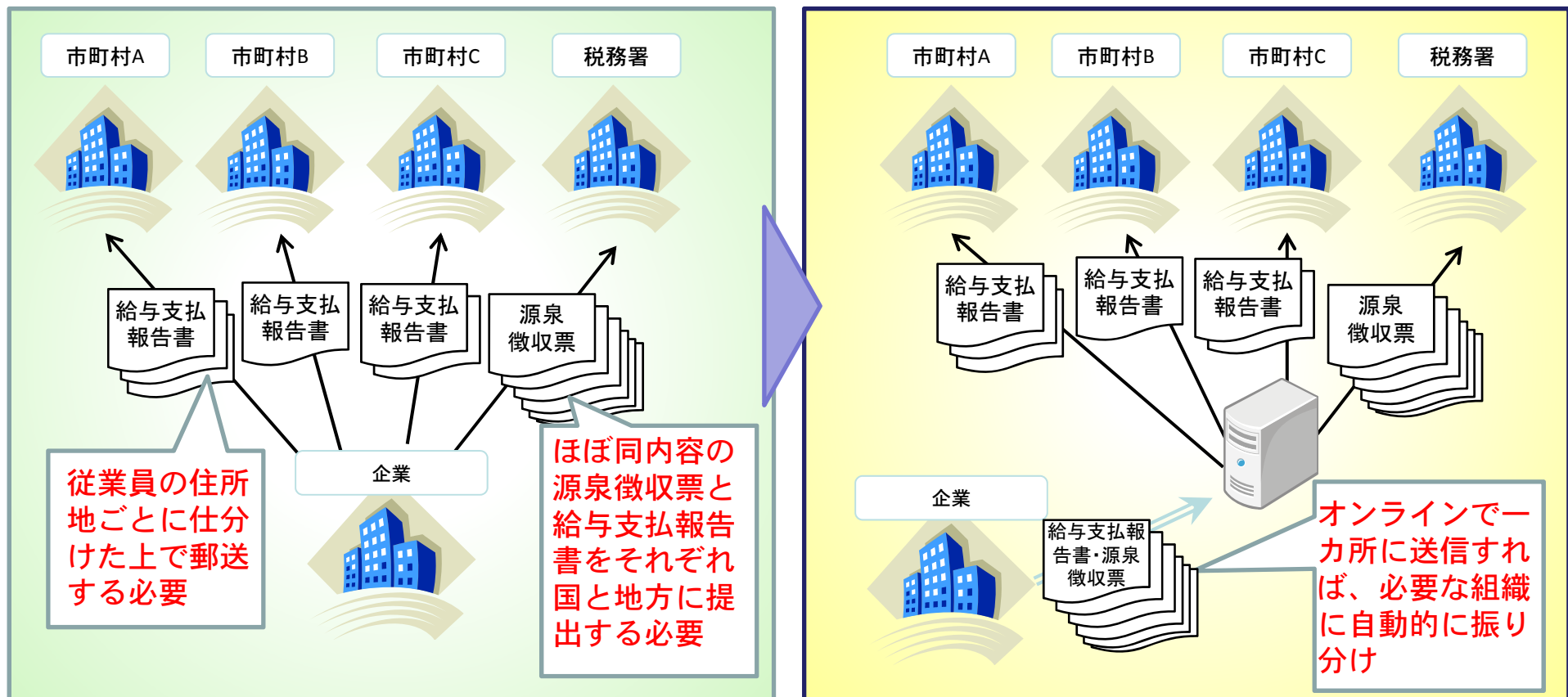
【市町村(個人住民税関係)】

- 情報連携基盤を通じた情報提供について
 - ・情報連携による二重扶養のチェックの効率化のため、「本人が扶養されているか」を連携データ項目とすることとしてはどうか。

- 事業者に対する便益として、給与支払報告書等の提出先の一元化

給与支払報告書等の提出先の一元化

- 現在、企業は従業員の給与に係る源泉徴収票と給与支払報告書を税務署と従業員所在地の市町村にそれぞれ仕分けた上で郵送している。
- 電子申告で給与支払報告書を提出する場合、自動的に提出先市町村に振り分けて送信される。
- 一方で、記載事項がほぼ同一の源泉徴収票については、別途税務署に提出する必要がある。また、紙ベースでの提出の場合、企業等が仕分けた上で郵送する必要がある。
- 番号を活用して、紙、オンラインを問わず、給与支払報告書等の提出にかかる事業者の負担を軽減できないか。



番号制度導入に伴う都道府県課税システムの改修に係る論点(ガイドラインに盛り込むべき事項)について

0. ガイドラインの構成(都道府県)

○ 全体要件

○ 税宛名システム

○ 個人事業税システム

○ 自動車取得税・自動車税システム

○ 法人住民税・事業税システム

○ 狩猟税システム等

○ 収滞納管理システム

番号制度導入における地方税システムへの影響についての基本的な要件を整理
※市町村と共通する事項はまとめて整理
※検討会での議論、アンケートの結果を踏まえ、各地方団体は納税義務者(個人・法人)の情報を税目横断的に管理する税宛名システムを持っているものと仮定

各課税システムについて

○ 影響の全体像

○ 番号制度導入後の主な業務の流れ

○ 主要機能要件

を整理

1. 全体要件・税宛名システムについて(1/8)

- (1) データベースへの「マイナンバー」「法人番号」の取得、管理
- (2) 「マイナンバー」「法人番号」の真正性の確認
- (3) 「マイナンバー」「法人番号」による検索機能の追加
- (4) 業務画面表示、入力項目への「マイナンバー」「法人番号」の追加
- (5) 帳票への「マイナンバー」「法人番号」の追加
- (6) 名寄せキーへの「マイナンバー」「法人番号」の追加
- (7) 情報連携基盤を通じた情報提供
- (8) 情報連携基盤を通じた照会
- (9) 情報連携記録の保存、開示
- (10) マイポータルへの情報提供の仕組み
- (11) 個人情報保護、セキュリティーの確保等

1. 全体要件・税宛名システムについて(2/8)

(1) データベースへの「マイナンバー」「法人番号」の取得、管理

※都道府県は住民基本台帳システムが無い場合、「マイナンバー」の取得、真正性の確認にあたっては全て住基ネットに照会しなくてはならないことを踏まえた対応が必要となる。

【論点】

①「マイナンバー」の取得方法

○マイナンバーの告知が無い場合(制度導入時など)

・住基ネットから「マイナンバー」を取得

○マイナンバーの告知がなされた場合(申告、届出など)

・個人番号カードによるマイナンバーの真正性の確認又は住基ネットに「マイナンバー」の真正性を確認

※マイナンバーのみによる本人確認は行わない

※具体的な仕組みについては、今後の政府における検討を踏まえる必要

②「法人番号」の取得方法

・納税義務者等からの告知等により取得

※具体的な仕組みについては、今後の政府における検討を踏まえる必要

1. 全体要件・税宛名システムについて(3/8)

(1) データベースへの「マイナンバー」「法人番号」の取得、管理(つづき)

③ 既存の識別番号との関係

- ・課税対象とはなり得るが付番されない個人、法人の存在を踏まえ、既存の識別番号に代替するのではなく、既存の識別番号に追加して「マイナンバー」、「法人番号」を管理

④ 「マイナンバー」が変更した場合の更新、履歴管理

- ・「マイナンバー」が変更等された場合に、変更前の「マイナンバー」による照会等に備え、履歴管理を行う必要
- ※「マイナンバー」の変更事由については限定される方向

⑤ 「マイナンバー」「法人番号」を追加すべきデータベース

- ・「マイナンバー」「法人番号」の取得、管理については、各地方団体の税基幹システム(データベース)の改修が必要となるが、ガイドラインでは、税宛名システムの改修を中心に扱うこととしてよいか。(既存の識別番号を紐付けて管理すれば、各税目ごとのデータについても「番号」による管理が可能)
- ※税宛名システムにより税目横断的に納税義務者等を管理していることが前提。共通の税宛名システムが無い場合や、個別税目のみで管理しているデータがある場合にはそれぞれのデータベースの改修が必要

⑥ 「マイナンバー」の利用範囲

- ・税宛名システムでマイナンバー法で定める「マイナンバー」利用範囲以外の業務についても管理を行っている場合には、当該業務で「マイナンバー」が参照等されないような措置を講ずる必要

1. 全体要件・税宛名システムについて(4/8)

(2)「マイナンバー」「法人番号」の真正性の確認

【論点】

①「マイナンバー」の告知を受けた際の番号の真正性確認(既に「マイナンバー」を取得している場合)

- 告知を受けた「マイナンバー」、4情報を既存のデータベースと突合
 - i) 一致する場合 → データベースに属性情報を登録
 - ii) 一致しない場合 → 住基ネットに「マイナンバー」、4情報を確認
→ データベースに属性情報を登録

※具体的な仕組みについては、今後の政府における検討を踏まえる必要

②「法人番号」の告知を受けた際の番号の真正性確認(既に「法人番号」を取得している場合)

- 告知を受けた「法人番号」をホームページ等又は国税庁長官から提供を受けた情報と突合

※具体的な仕組みについては、今後の政府における検討を踏まえる必要

1. 全体要件・税宛名システムについて(5/8)

※都道府県における「マイナンバー」の取得、真正性確認の方法について

【論点】

①既存の個人番号と「マイナンバー」の初期突合について

- 案1 番号利用開始(平成27年1月を想定)の段階で既存の宛名データベースについて初期突合を行う(範囲、スケジュールについてどうするか)
- 案2 既存の宛名DBについては初期突合を行わず、番号利用開始以降に申告等があったものから順次番号を整備する

②初期突合以降の宛名データベースの情報と住基情報との突合について

- 案1 一定の時期(課税時期の直前等)に定期的に番号、4情報の確認を行う(頻度、タイミングについてどうするか)
- 案2 毎年度申告等があったものについて番号の真正性を確認する(申告等が無い場合は、納税通知書の返戻があった段階で番号、4情報の確認)

※市町村のうち、当該市町村に住所を有しない者についてはどのように考えるか
※法人番号についてはどのように取り扱うか

1. 全体要件・税宛名システムについて(6/8)

(3)「マイナンバー」「法人番号」による検索機能の追加

- 税宛名システム、各税目システムに「マイナンバー」「法人番号」による検索機能を追加

(4)業務画面表示、入力項目への「マイナンバー」「法人番号」の追加

- 税宛名システム、各税目システムに「マイナンバー」「法人番号」の表示、入力項目を追加

(5)帳票への「マイナンバー」「法人番号」の追加

【論点】

①申告書、届出等への「マイナンバー」「法人番号」記載欄の追加

- ・申告書等に、書類の提出者その他必要な者(※)の「マイナンバー」「法人番号」記載欄を設ける
- ・具体的にはマイナンバー法の成立を踏まえた、地方税法施行規則等の改正を踏まえる必要

※ 控除対象配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者、給与支払報告書等に記載すべき者を想定

②各種書類への「マイナンバー」「法人番号」の記載

- ・納税通知書は、個人情報保護の観点から、原則「マイナンバー」を記載しない
- ・同様に、プレ申告書の送付を行う場合、「マイナンバー」「法人番号」を記載しないこととしてはどうか
- ・納付書は現行通り納付書の番号を記載することとしてはどうか

③各種証明書、課税台帳等への番号の記載

- ・個人情報保護の観点から、原則「マイナンバー」を記載しない

1. 全体要件・税宛名システムについて(7/8)

(6) 名寄せキーへの「マイナンバー」「法人番号」の追加

【論点】

① 既存の名寄せキー(4情報等)との関係

- ・既存の名寄せキーに加え、「マイナンバー」「法人番号」による名寄せができるようにする。(「マイナンバー」のみによる本人確認は行わないこと、「マイナンバー」、「法人番号」が付番されない者がいることを踏まえ、既存の名寄せキーも必要)

(7) 情報連携基盤を通じた情報提供

※情報連携の具体的な仕組みについては、今後の政府における検討を踏まえる必要があるが、現時点で地方税システムとして想定される論点は以下のとおり

※ただし、都道府県税については、現時点で情報連携基盤を通じて情報提供を行う情報は想定されていない

【論点】

① 「符号」の管理

- ・情報連携を行うために必要な「符号」について既存の識別番号を紐付けて管理する必要

② 情報連携基盤を通じて提供する情報の管理

- ・情報連携により提供する情報について、提供可能な状態(データベースの管理、データレイアウト・文字コードの標準化等)で管理する必要
- ・提供情報の更新頻度について検討する必要(リアルタイムの更新は困難か。改修負荷はどうか。)

1. 全体要件・税宛名システムについて(8/8)

(8) 情報連携基盤を通じた照会

※情報連携の具体的な仕組みについては、今後の政府における検討を踏まえる必要があるが、添付書類の省略等のため情報連携基盤に照会し、回答を表示するための機能を追加する必要

(9) 情報連携記録の保存、開示

※情報連携記録の保存、開示の具体的な仕組みについては、今後の政府における検討を踏まえる必要

(10) マイポータルへの情報提供の仕組み

※マイポータルへの情報提供の具体的な仕組みや、マイポータルを通じて提供する具体的情報については、今後の政府における検討を踏まえる必要

(11) 個人情報保護、セキュリティーの確保等

※情報保護評価の実施、地方団体内部での情報連携の在り方など、個人情報保護、セキュリティーの確保のための具体的な仕組みについては、今後の政府における検討を踏まえる必要

※システムの利用、運用マニュアルの修正が必要

2. 各課税システム(1/3)

(1) データベースへの「マイナンバー」「法人番号」の取得、管理

○申告書様式を改正し、「マイナンバー」、「法人番号」の記載を義務付ける

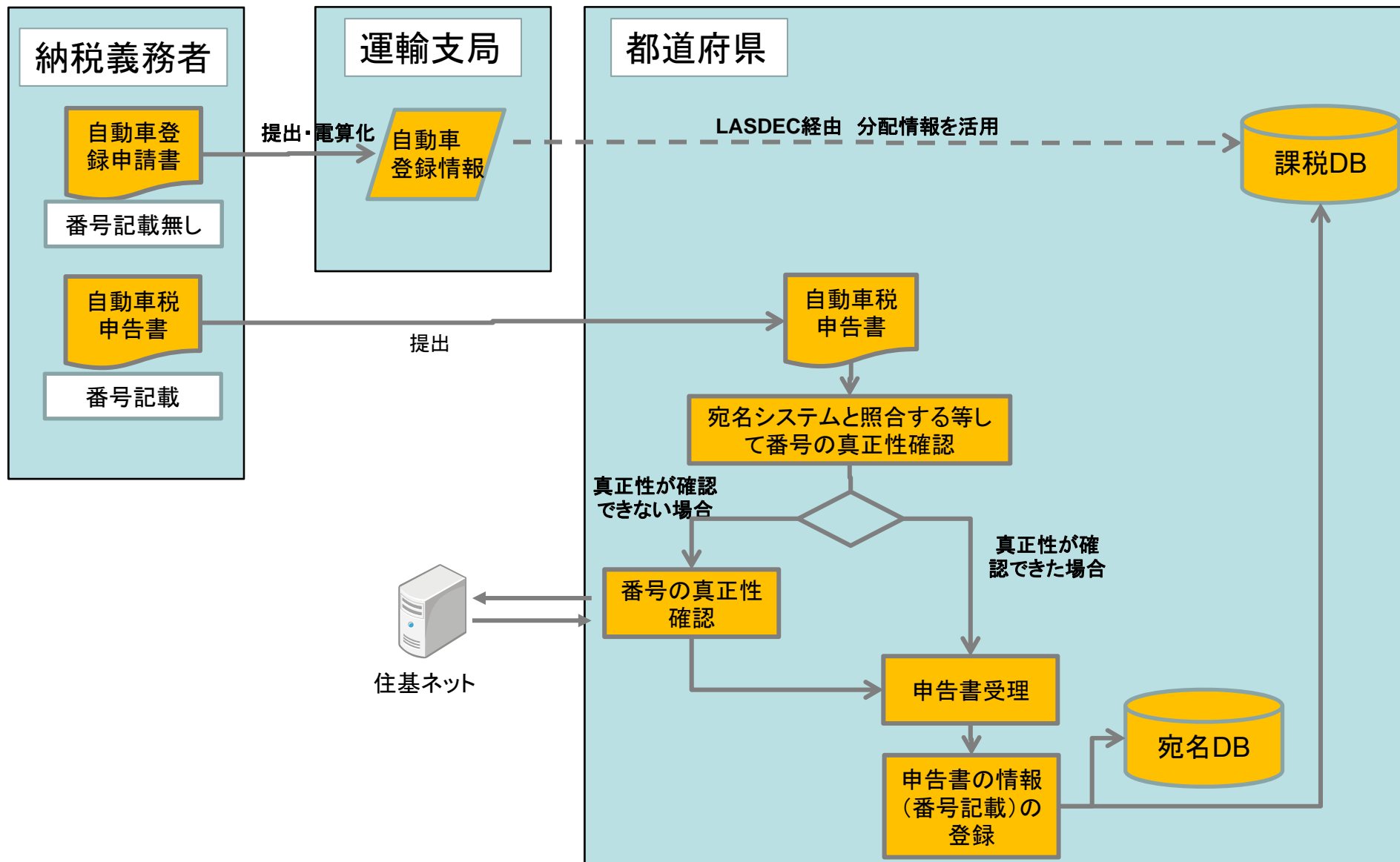
【論点】

① 申告書以外の情報(自動車取得税、自動車税→自動車登録情報、不動産取得税、固定資産税→不動産登記情報)との突合についてどのように考えるか

- ・自動車登録情報、不動産登記情報への番号付番について、マイナンバーの利用範囲拡大時に向けた課題として位置づけるか

2. 各課税システム(2/3)

番号制度導入後の自動車税の申告受付の流れのイメージ



2. 各課税システム(3/3)

【論点】

② 都道府県における番号の活用についてどのように考えるか。

○住民記録システムが無く、同一人の把握が困難な都道府県については、「マイナンバー」、「法人番号」を

- 滞納整理等で複数税目間の名寄せを行う場面
- 納税通知書の返戻対応

において活用することができるのではないか。

○これらにより得られるベネフィットとしては、以下が考えられるのではないか。

- 事務処理時間の削減
- 徴収力、課税調査能力の向上(徴収率、調停率の向上)
- 苦情対応等の付随業務に費やす負担の軽減